

## 第4回津軽地域ごみ処理広域化協議会（会議録）

日時：令和3年2月17日（水）

午前10時00分

場所：弘前市役所市民防災館3階  
防災会議室

### 【出席者】7人

弘前市長	櫻田 宏
黒石市長	高樋 憲
平川市長	長尾 忠行
藤崎町長	平田 博幸
大鰐町長	山田 年伸
板柳町長	成田 誠
田舎館村長	鈴木 孝雄

### 【欠員】

西目屋村長

### 【津軽地域ごみ処理広域化協議会事務局】

局長	森岡 欽吾（弘前地区環境整備事務組合	事務局長）
次長	村元 茂樹（	〃 総務課長）
次長補佐	川辺 貴志（	〃 総務課長補佐）
〃	福士 幸司（黒石地区清掃施設組合	事務局次長補佐）
総括主幹	吹田 稔（弘前地区環境整備事務組合	総務課総括主幹）
総括主査	成田 貴仁（	〃 〃 総括主査）
主任主事	中田 和道（	〃 〃 主任主事）

### 【弘前地区環境整備事務組合事務局・黒石地区清掃施設組合事務局】

弘前地区環境整備事務組合	施設管理課長	工藤 亙
〃	施設管理課長補佐	成田 公司
〃	施設管理課総括主査	内山 真徳
黒石地区清掃施設組合	事務局長	鈴木 正人
〃	事務局次長	齋藤 静一
〃	ごみ処理施設場長	高田 正徳

### 【取材報道機関】

東奥日報社、陸奥新報社、津軽新報社

## 【1 開会】

**事務局次長 村元 茂樹**

定刻となりましたので、ただいまから、第4回津軽地域ごみ処理広域化協議会を開催いたします。

協議に入るまで進行役を務めさせていただきます、協議会事務局次長の村元と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速会議に入りたいと思いますが、協議会会則第7条第1項の規定に基づきまして、会議の議長を櫻田弘前市長にお願いしたいと思っております。

櫻田弘前市長よろしくお願いいたします。

## 【2 報告】

**議長（弘前市長 櫻田 宏）**

それでは、暫時、議長を務めさせていただきますので、議事の進行につきまして皆様のご協力よろしくお願いいたします。

本日の出席者は7名で定足数に達しております。

よって、直ちに会議を開きます。

それでは、次第2の報告「協議項目決定内容の報告について」事務局から説明をお願いします。

**事務局長 森岡 欽吾**

事務局長の森岡と申します。よろしくお願いいたします。

資料1をご覧ください。

資料1は、昨年10月15日に開催いたしました第3回の協議会以降に、幹事会及び専門部会で調整が終了したBランクとCランクの協議項目について、決定した調整方針と協議の経過を一覧にまとめたものであります。

上から順にご説明いたします。

まず、Cランクの「分類10廃棄物処理施設管理」の「協議項目7搬入を制限する廃棄物」についてであります。調整内容といたしましては、「ごみ処理施設へ搬入できない廃棄物の基準を定めるもの」であります。広域化後に使用のごみ処理施設が弘環組合の2施設に決定していることから、調整方針を「現行の弘前地区環境整備事務組合の基準を引き継ぐ。」と決定しております。

次に、Bランクの「分類12処理区分」の「協議項目2小型家電の施設回収」についてであります。

調整の内容といたしましては、「ごみ処理施設へ搬入された廃棄物から使用済小型家電の選別回収を行うかどうかを定めるもの」であります。8市町村が連携した取組を行うために策定した、第2次弘前圏域定住自立圏共生ビジョンに基づき、すでに両組合施設において同様の取組が行われていることから、調整方針を「現行の弘前地区環境整備事務組合の取組を引き継ぐ。」と決定しております。

次に、同じく「協議項目3処理不適物の扱い」についてであります。

調整の内容といたしましては、「ごみ処理施設へ搬入できない廃棄物の品目及び処理方法を定めるもの」でございます。廃棄物の品目によっては弘環組合と黒清組合の施設で取扱いが異なるものがあることから、調整方針を「両組合で取扱いが異なるものについては統合時まで統一する。」と決定しております。

次に、同じく「協議項目4 危険物処理の扱い」についてであります。

調整の内容といたしましては、「カセットボンベ、スプレー缶、ライターなどの収集運搬・処理時に危険性を伴う廃棄物の取扱いを定めるもの」であります。弘環組合と黒清組合で取扱いが異なっており、また、安全性を考慮した調整が必要であることから、調整方針を「両組合で収集処理の取扱いが異なる危険物は、安全な収集運搬及び処理方法を検討し、統合時まで統一する。」と決定しております。

次に、同じく「協議項目5 廃電池類処理の扱い」についてであります。

調整の内容といたしましては、「使用済みの廃電池類の収集方法及び処理方法について定めるもの」であります。ボタン電池に含まれる水銀の飛散・流出や充電電池の収集運搬・処理時の火災の発生などの課題を解決するため、調整方針を「廃電池類による水銀の飛散・流出及び発火事故を防止するための収集運搬及び処理方法を検討し、統合時まで再編する。」と決定しております。

最後に、同じく「協議項目6 犬猫等死骸処理の扱い」についてであります。

調整内容といたしましては、「犬猫等の動物死骸処理について基準を定めるもの」であります。可燃ごみとして取扱うことになることから、調整方針を「受入施設は、弘前地区環境整備センター及び南部清掃工場とし、現行の可燃ごみ受入基準を引き継ぐ。」と決定しております。

報告は以上でございます。

**議長（弘前市長 櫻田 宏）**

以上で事務局からの説明が終わりました。

ただいまの説明について、ご質問等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

「なし。」との発言あり。

**議長（弘前市長 櫻田 宏）**

無いようでありますので、報告はこれで終了します。

### **【3 案件】**

**議長（弘前市長 櫻田 宏）**

続いて、次第3の案件の協議に入ります。

案件（1）「令和3年度津軽地域ごみ処理広域化協議会事務局運営予算（案）について」事務局から説明をお願いします。

**事務局長 森岡 欽吾**

資料2をご覧ください。

「令和3年度津軽地域ごみ処理広域化協議会事務局運営予算（案）について」ご説明いたします。

令和3年度の予算額は、歳入歳出予算ともに56万2千円となっております。

はじめに、2の歳出の部をご覧ください。

歳出予算の内訳であります。旅費が1万2千円で前年度予算額と同額、需用費が19万4千円で前年度予算額と比較して2万4千円の減額、役務費が6万9千円で前年度予算額と比較して4万9千円の増額、使用料及び賃借料が10万6千円で前年度予算額と比較して1万7千円の増額となっております。

また、新たに備品購入費を18万1千円計上し、計56万2千円となっております。

次に、1の歳入の部をご覧ください。

歳出予算に伴う歳入予算であります。すべて市町村からの負担金となっており、各市町村の負担額は内訳欄のとおりでございます。

各市町村の負担割合につきましては、資料の下の表のとおり、人口割80パーセントと均等割20パーセントを合わせたものとなっております。

説明は以上でございます。

**議長（弘前市長 櫻田 宏）**

以上で事務局からの説明が終わりました。

ただいまの説明について、ご質問やご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。

「なし。」との発言あり。

**議長（弘前市長 櫻田 宏）**

ご意見が無いようでありますので、お諮りいたします。

案件（1）については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」との発言あり。

**議長（弘前市長 櫻田 宏）**

ご異議なしと認めます。

よって、案件（1）「令和3年度津軽地域ごみ処理広域化協議会事務局運営予算(案)」は原案のとおり決定されました。

**議長（弘前市長 櫻田 宏）**

次に、案件（2）「南部清掃工場基幹的設備改良工事の実施について」事務局から説明をお願いします。

**事務局長 森岡 欽吾**

資料3をご覧ください。

「南部清掃工場基幹的設備改良工事の実施について」ご説明いたします。

まずは、1の概要についてであります。

昨年開催いたしました第2回の協議会において、令和8年4月からのごみ処理を弘前地区環境整備センターと南部清掃工場の2つの施設で行うことが決定されております。

この2つの施設のうち、南部清掃工場につきましては、既に供用開始から25年以上が経過し、老朽化が進んでいる状況であります。この度の広域化による施設の集約に伴い、更なる稼働期間の長期化が想定され、令和8年4月以降も安全かつ安定的にごみ処理を行っていくためには、主要な設備の整備や更新を重点的に行う基幹的設備改良工事によって施設を延命化させる必要がございます。

このような状況を踏まえ、本協議会で工事内容等を改めてご確認・ご了承いただき、工事実施に向けた具体的な準備作業を本年4月から進めようとするものでございます。

次に、2の工事内容についてであります。

具体的な工事内容といたしましては、施設の構造体であるコンクリート躯体や寿命が長く健全性が高い機器類はできるだけ活用しながら、給塵設備や燃焼設備、ガス冷

却設備、灰出し設備、通風設備など、経年による性能の低下や、摩耗が著しい設備の整備や更新を行うものであります。

次に、3の工事期間についてであります。令和5年度から令和7年度までの3年間で予定しております。

次に、4の工事費用についてであります。

工事費用は現時点で約22億円を見込んでおりますが、人件費や資材費などの価格動向により、今後変動する可能性がありますので、予めご了承いただければと思います。

米印の補足部分についてであります。工事の実施につきましては、廃棄物処理施設整備を行う市町村等に対し、国が行う支援策であります循環型社会形成推進交付金を活用する予定としております。

また、本工事が8市町村の広域化に係るものであることから、工事費用及び工事準備段階などで発生する工事関連費用は8市町村が負担することとし、負担割合につきましては、今後の協議により令和3年度中に決定したいと考えております。

説明は以上でございます。

**議長（弘前市長 櫻田 宏）**

以上で事務局からの説明が終わりました。

ただいまの説明について、ご質問やご意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。

「なし。」との発言あり。

**議長（弘前市長 櫻田 宏）**

ご意見が無いようですので、お諮りいたします。

案件（2）について、原案のとおり進めることにご異議ございませんか。

「なし。」との発言あり。

**議長（弘前市長 櫻田 宏）**

ご異議なしと認めます。

よって、案件（2）「南部清掃工場基幹的設備改良工事の実施について」は原案のとおり了承されました。

#### **【4 その他】**

**議長（弘前市長 櫻田 宏）**

以上をもちまして、案件の協議は全て終了いたしました。

次に、次第4その他として、ご意見等ございませんか。

「なし。」との発言あり。

**議長（弘前市長 櫻田 宏）**

無いようですので、最後に事務局から連絡事項等はありませんか。

**事務局長 森岡 欽吾**

事務局から今後の協議会の開催予定についてご連絡いたします。

今回は、本年6月頃の開催を予定しており、それまでに幹事会及び専門部会で調整を終えた項目について、ご協議をいただきたいと考えておりますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

以上でございます。

## **【5 閉会】**

**議長（弘前市長 櫻田 宏）**

以上をもちまして、第4回津軽地域ごみ処理広域化協議会を閉会いたします。

大変お疲れ様でございました。

以上

（午前10時14分終了）